			ハマホノティ			物理的性状						化学的	性状		
有害物質の種類	元素または物質名	環境基準	分子式(重金 属等について は元素記号)		におい	色	形状	比重		(°C)		点(°C)	水への溶解性	溶解度(単ないものは	はμg/mL)
	カドミウム		Cd	112. 4		青白色、灰色	金属塊状物、粉末	8. 6		最大値		最大値 21	溶けない	最小値	最大値
ドミウム及びそ	塩化カドミウム		CdCl ₂	228. 32	無臭	無色	吸湿性結晶	4. 1					よく溶ける		
の化合物	酸化カドミウム	0.01mg/L以下(カドミウム)	Cd0	128. 4		茶色	結晶または非結晶性粉末	6.95 (非結晶)			14	126	溶けない		
	硫酸カドミウム		CdSO₄	208. 47	無臭	白色	結晶	4.7					よく溶ける	75. 5g/10	00mL (0°C)
	シアン化水素(青酸)		HCN	2703	蒸気はかすかに芳香性。	無色透明	液体または気体	0. 6932	2	5. 7	-1	3. 3	水に溶けやすい		
	シアン化カリウム(青酸カリ)		KCN		アーモンド臭、ハタンキョウのようなにおい。	無色透明または白色の固体	液体または固体	1. 52		T	3	15	水に溶けやすい	71. 6g	g/100mL
シアン化合物	シアン化ナトリウム(青酸ソーダ)	検出されないこと(全シアン)	NaCN	49. 01		白色	固体				56	2. 3	よく溶ける		
	シアン化カルシウム 塩化シアン		Ca (CN) ₂		特有の臭い 刺激臭	無色透明または白色 無色透明	固体 気体または液体								
F機燐化合物 (パ	- <u>I</u> II () /)		OTON		利原大	無已趋势	大学よどは大学					1			-
チオン、メチル パラチオン、メチ ルジメトン及び EPNに限る。)	0-エチル=0-4-ニトロフェニル=フェニ ルホスホノチオアート (EPN)					淡褐色	油状液体	1. 27			3	36			
z.megg v s /	鉛		Pb	207. 1		帯青白色あるいは銀灰色	固体	11. 34	1	740	3	27			
及びその化合物	一酸化鉛	0.01mg/L以下(鉛)	Pb0			赤色から黄色	固体								
•	二酸化鉛 硝酸鉛		Pb0 ₂ Pb (N0 ₃) ₂	331. 23		褐色 白色または無色透明	固体固体	4. 53						3.88g/10	00mL (0°C)
	クロム		Cr Cr	52		銀白色	光沢ある金属	7.1	2	200	19	905		J. 558/ 15	
:	クロム酸(無水)		Gr0₃	100. 01		暗赤色	固体	2. 7				I	水に溶けやすい		
	クロム酸鉛		PbCr0 ₄	100.01		唱が已 黄色又は赤色	固体	2. 1		1	<u> </u>		水に溶けにくい		
- 体力ロノルへ米	ニクロム酸カリウム (別名:重クロム酸カリウム)	0.05mg/LNT (6/4/5-7-1)	K ₂ Cr ₂ O ₇	294. 2		橙赤色	固体	2. 7					水に溶けやすい	12g/100	OmL (20°C)
価クロム化合物	(別名:里グロム酸カリワム) クロム酸ストロンチウム	0.05mg/L以下(6価クロム)	SrCrO ₄			淡黄色	固体			1	<u> </u>		水に溶けにくい		
	ニクロム酸ナトリウム		Na ₂ Cr ₂ O ₇			橙黄色	固体	2. 52					水に溶けやすい		
	(別名:重クロム酸ナトリウム) クロム酸亜鉛		ZnCr0₄			黄色	固体						水に溶けにくい		-
	クロム酸カルシウム		CaCrO₄			淡赤黄色	固体						水に溶けやすい		
	砒素		As	74. 9216		灰色	固体	5. 72			8	17	不溶		
大素及びその化合	酸化砒素 (V) (別名:無水砒素)	0.01mg/L以下(砒素)	As ₂ 0 ₅			白色	固体			-	·	T			-
物	三酸化砒素	U. UTIIIg/L以下(ய条)	As ₂ 0 ₅			白色	固体	3. 7-4					可溶		
	(別名:亜砒酸、三酸化二砒素) アルシン(別名:水素化砒素)		As ₂ H ₃			無色透明	気体				<u> </u>				
	水銀		Hg	200. 61		銀色	液体	13. 551	35	6. 7	-38	3. 88			
銀及びアルキル	塩化水銀(II)	0.0005mg/L以下(総水銀)	HgCl ₂	271. 49~ 271. 52		白色	固体	6. 5	3	804	2	75		7. 4g/100	0mL (20°C)
水銀その他の水銀 化合物	酸化水銀(II)	検出されないこと(アルキル水銀)	Hg0	216. 61	無臭	赤色または黄色	固体	11. 14			5	00			
	塩化メチル水銀		CH ₃ H g C I			白色	固体								
	ポリ塩化ビフェニル トリクロロエチレン	検出されないこと (PCB) 0.03mg/L以下 (トリクロロエチレン)	C ₁₂ H ₆ CI ₄ C ₂ HCI ₃	291. 98 131. 38	クロロホルムに似た甘い臭い	油状の液体から白色結晶状図 無色透明	団体まである。 ■ 重い可動性液体	1. 44 1. 45	340 86. 7	648 86. 9	233 -86. 4	253 -83	難溶	0. 1 160	10 1100
	テトラクロロエチレン	0.01mg/L以下 (テトラクロロエチレン)	C ₂ C1 ₄	165. 83	ややクロロホルムに似た臭気、エーテル様臭気	無色透明	液体	1. 62	121. 2	121. 2	-23. 35	-22. 4	不溶	150	400
	ジクロロメタン	0.02mg/L以下(ジクロロメタン)	CH ₂ CI ₂	84. 93	クロロホルムに似た臭い	無色	揮発性液体	1. 32	39.8	40. 2	-96.8	-96.8	わずかに溶解	16700	20000
	四塩化炭素	0.002mg/L以下(四塩化炭素)	CCI ₄	153. 82	エーテル臭	無色	液体で重い	1. 58	76. 7	76. 8	-23	-22. 6	難溶	500	800
	1, 2-ジクロロエタン	0.004mg/L以下(1,2-ジクロロエタン)	G ₂ H ₄ GI ₂	98. 95	ここちよい香り、クロロホルム臭	無色	液体	1. 25	83	84	-40	-35. 3	難溶	8690	8690
	l, 1-ジクロロエチレン マー1, 2-ジクロロエチレン	0.02mg/L以下 (1,1-ジクロロエチレン) 0.04mg/L以下 (1,2-ジクロロエチレン)	C ₂ H ₂ CI ₂ C ₂ H ₂ CI ₂	96. 94 96. 94	クロロホルム臭 快い芳香	無色 無色	揮発性液体 液体	1. 21 1. 28	31. 6 60. 63	31. 9 60. 63	-122. 5 -80	-122. 5 -80	難溶 難溶	210 3500	210 3500
	1,1-トリクロロエタン	1mg/L以下 (1,1-トリクロロエタン)	C ₂ H ₃ C I ₃	133. 4	特有の温和な甘い臭い。クロロホルムに似る。	無色	液体	1. 33	74. 1	74. 1	-32. 96	-32. 96	不溶	1150	1150
	1,2-トリクロロエタン	0.006mg/L以下(1,1,2-トリクロロエタン)	C ₂ H ₃ CI ₃	133. 4	ここちよい匂い		液体	1.44	113. 5	114	-37	-35	不溶	4500	4500
1	l,3-ジクロロプロペン チウラム	0.002mg/L以下(1,3-ジクロロプロペン) 0.006mg/L以下(チウラム)	C ₃ H ₄ C I ₂ C ₆ H ₁₂ N ₂ S ₄	110. 96 240. 43	クロロホルム様の臭い 無臭	無色 結晶、白色粉末又は	│ 液体 トキネォチキ	1. 21 1. 26~1. 4	104. 3	112. 2	140	156	不溶 不溶	16. 1	16. 1
	シマジン	0.000mg/L以下 (デリノム) 0.003mg/L以下 (シマジン)	C ₇ H ₁₂ CIN ₅	201. 65	無天	白色結晶	固体	1. 20.91. 4			225	227	不溶	10.1	10. 1
チオベン	ンカルブ(ベンチオカーブ)	0.02mg/L以下(チオベンカルブ)	C ₁₂ H ₁₆ CINOS	257. 77		淡黄色	液体	1. 14~1. 18	126	129	3. 3	3. 3	不溶		
	ベンゼン	0.01mg/L (ベンゼン)	C ₆ H ₆	78. 11	特異な芳香	無色透明	液体	0. 87	80. 1	80. 1	5. 53	5. 53	不溶	1790	1790
	セレン		Se	78. 96		赤褐色から暗灰色	固体	4. 8	(J 588	2	18	溶けない		
	亜セレン酸		H₂SeO₃			無色または白色	固体								
レンおよびその 化合物	亜セレン酸ナトリウム セレン化水素	0.01mg/L以下(セレン)	Na ₂ SeO ₃ H ₂ Se	80. 97	にんにく臭がある	白色 無色	固体 気体	3 2. 1		1. 2	<u> </u>			167g/100 270ml/10	
10 (2 1%)	セレン化水素 六フッ化セレン		n₂se SeF ₆	ou. 97	にかにく天かめる	無色 無色	気体 気体	Z. 1		11. 2	1	 		270111/10	JIIL (20 C
	ニ硫化セレン		SeS ₂			赤黄色	固体								
う素およびその	ほう素 ほう酸	lmg/L以下(ほう素)	B H ₃ BO ₃	10. 81 61. 83		無色透明または白色	固体	2. 35 1. 43	2	550 T		50 84	不溶 溶けやすい	62	5g/L
化合物	はっ酸 四ほう酸ナトリウム	IIIIg/ L以 [・(は J 米 /	Na ₂ B ₄ O ₇	381.38		真珠のような光沢を持つ無色または白色 無色透明	リン片状の結晶 水和物	1. 43		<u>-</u>	<u> </u>	<u> </u>	治リですい		/L(cold)
	ふっ素		F ₂	38	塩素様の臭気	黄緑色	気体	1. 31	_	188	-2	223			
± 4、1 = 2 = -	ふっ化ナトリウム		NaF			白色	結晶または粉末	2. 79		T				42000mg	g/L (10°C)
っ素およびその。 化合物	ふっ化水素酸	0.8mg/L以下 (ふっ素)	HF		刺激臭	無色	液体または気体	0. 987			3	08	易溶		
ンモニア、アン	亜硝酸ナトリウム		NaNO ₂	69. 01		白色ないし微黄色	粒状 棒状結晶	2. 17			2	70		72g/100	Oml (0°C)
	硝酸	10mg/L以下	HNO ₃	63. 02		無色	液体	1. 51	121 (68	《希硝酸》 (# 74 F#)	-	42	易溶		
		(硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素)		JJ. VL		L	15.15.5		86 (989	濃硝酸)			2071	l	.1
ニウム化合物亜 1酸化合物及び硝 酸化合物		(明故に至糸及び五明故に至糸)	N-NO			無色透明	結晶					00		70 /400	-1 (00-1
酸化合物及び硝 酸化合物	硝酸ナトリウム 塩化ビニルモノマー	0.002mg/L以下(塩化ビニルモノマー)	NaNO ₃	85 62. 49	無臭ほのかに甘い匂い	無色透明 /白色 無色	結晶 /粉末 液体または気体	2. 27 0. 91~0. 98	-14	-13.4	-160	08 -153.8	水に微溶	73g/100n 1100	mI (0°C)

独立行政法人 国立環境研究所 化学物質データベース 化学物質ファクトシート2011年度版 環境基準項目等の設定根拠等(平成21年)

2011年度版15911の化学商品

					その他		
有害物質の種類	元素または物質名	環境基準	化管法	化審法	消防法	毒・劇物取締法 高圧ガス 法	保安 荷姿
カドミウム及びその化合物	カドミウム 塩化カドミウム 酸化カドミウム 硫酸カドミウム	0.01mg/L以下(カドミウム)	第2条特定第1種指定化学物質 第2条特定第1種指定化学物質 第2条特定第1種指定化学物質 第2条特定第1種指定化学物質	対象外 (1)-199 (1)-202 (1)-663	× × 第9条の3貯蔵・取扱いの届出物質政令別表2省令第2条 ×	X X 第2条別表第2劇物 X 第2条別表第2劇物 X 第2条別表第2劇物 X 第2条別表第2劇物 X 第2条別表第2劇物 X	木箱 (50kg=1kg棒50本) ダンボールケース (20、25、30kg) 紙箱 (20kg) ダンボールケース (25kg) ダンボールケース (15kg) 缶 (500g) 紙袋 (20kg) 紙箱 (20kg)
シアン化合物	シアン化水素 (青酸) シアン化カリウム (青酸カリ) シアン化ナトリウム (青酸ソーダ) シアン化カルシウム 塩化シアン	検出されないこと(全シアン)	第2条第1種指定化学物質 第2条第1種指定化学物質 第2条第1種指定化学物質	(1) –138 (1) –159	第2条危険物第4類第1石油類水溶性液体(400リットル) 第9条の3貯蔵施設・取扱いの届出物質政令別表第1)	第2条別表第1劇物 (液化力) 第2条別表第1劇物 ×	
有機燐化合物(パ ラチオン、メチル パラチオン、メチ ルジメトン及び EPNに限る。)	0-エチル=0-4-ニトロフェニル=フェニ ルホスホノチオアート (EPN)		第2条第1種指定化学物質	(3)-2617	×	第2条別表第1劇物 ×	粉剤=袋(3kg)、乳剤=ビン(500ml)
鉛及びその化合物	鉛 一酸化鉛 二酸化鉛 硝酸鉛	0.01mg/L以下(鉛)	第2条第1種指定化学物質 第2条特定第1種指定化学物質	対象外 (1)-488	× 第2条危険物第1類硝酸塩類第3種酸化性固体(1,000kg)	* * * * * * * * * * * * * * * * * * *	缶 (35kg)
六価クロム化合物	クロム クロム酸(無水) クロム酸鉛 ニクロム酸カリウム (別名:重クロム酸カリウム) クロム酸ストロンチウム ニクロム酸ナトリウム	0.05mg/L以下(6価クロム)	第2条第1種指定化学物質 (クロム) 第2条特定第1種指定化学物質 第2条第1種指定化学物質 第2条第1種指定化学物質	対象外 (1)-284 (1)-278	× 第2条危険物第1類クロムの酸化物第1種酸化性固体 (50kg) 第2条危険物第1種重クロム酸塩類第3種酸化性固体 (1,000kg)	X X 第2条別表第2劇物 X 第2条別表第2劇物 X	ドラム缶(50kg) 結晶=石油缶 (25kg) フレーク=石油缶(25kg) 紙袋(25kg) 石油缶 (20、25kg)
砒素及びその化合 物	(別名:重クロム酸ナトリウム) クロム酸亜鉛 クロム酸カルシウム 砒素 酸化砒素(V)(別名:無水砒素) 三酸化砒素	0.01mg/L以下(砒素)	第2条特定第1種指定化学物質	対象外	第9条の3	第2条別表第1毒物 ×	ビン、アンブル入り(100g、1kg)[高純度品] ドラム缶入り(20~50kg) [低純度品]
水銀及びアルキル 水銀その他の水銀 化合物	(別名:亜砒酸、三酸化二砒素) アルシン (別名:水素化砒素) 水銀 塩化水銀 (II) 酸化水銀 (II)	0.0005mg/L以下(総水銀) 検出されないこと(アルキル水銀)	第2条第1種指定化学物質 第2条第1種指定化学物質 第2条第1種指定化学物質	対象外 (1)-226 (1)-436 第2条第1種	第9条の3 第9条の3 第9条の3	第2条別表第1毒物 × 第2条別表第1毒物 × 第2条別表第1毒物 × 第2条別表第1毒物 × × 第2条別表第1毒物 (ただし酸化水銀5%以下を含有するものを 除く)	鉄筒 (34.5kg) 高純度品=ガラスビン (500g, 1.5kg) ポリ容器 (5kg) ピン (500g) ファイバードラム (ポリエチレン内装) (25kg入)
	塩化メチル水銀 ポリ塩化ビフェニル トリクロロエチレン トトラクロロエチレン	検出されないこと (PCB) 0.03mg/L以下 (トリクロロエチレン) 0.01mg/L以下 (テトラクロロエチレン)	第2条第1種指定化学物質 第2条第1種指定化学物質	監視化学物 (2)-105 (2)-114	×××	×	ドラム缶 (200kg) 石油缶 (25kg) ドラム缶 (300kg) 石油缶 (25kg)
1	ジクロロメタン 四塩化炭素 1, 2-ジクロロエタン 1, 1-ジクロロエチレン ス-1, 2-ジクロロエチレン	0.02mg/L以下(ジクロロメタン) 0.002mg/L以下(四塩化炭素) 0.004mg/L以下(1,2-ジクロロエタン) 0.02mg/L以下(1,1-ジクロロエチレン) 0.04mg/L以下(1,2-ジクロロエチレン)	第2条第1種指定化学物質 第2条第1種指定化学物質 第2条第1種指定化学物質	(2) -36 (2) -38 (2) -54	× 第9条の3貯蔵・取扱いの届出物質政令別表第2、省令第2条 第2条危険物第4類代1石油類非水溶性液体	× × 第2条別表第2劇物 × × ×	ドラム缶 (250kg) 石油缶 (25kg) タンクローリー(10t) ドラム缶 (300kg) 石油缶 (25kg) タンクローリー(5t) タンク車 (15、 30t) ドラム缶 (250kg) 缶 (20kg) ローリー
1, 1,	() 1 () 7	1mg/L以下 (1,1-トリクロロエタン) 0.006mg/L以下 (1,1,2-トリクロロエタン) 0.002mg/L以下 (1,3-ジクロロブロペン) 0.002mg/L以下 (チウラム) 0.003mg/L以下 (チウラム)	第2条第1種指定化学物質 第2条第1種指定化学物質 第2条第1種指定化学物質 第2条第1種指定化学物質	(2) -55 (2) -125 (2) -1820 (5) -3846	× 第2条危険物第4類第2石油類非水溶性液体 × ×	X X 第2条別表第2劇物 X X X X X	ドラム缶 (260kg) タンクローリー 缶 (202) 紙袋 (20kg) 水和剤-袋 (100g) フロアブル=ピン (12) 粒剤=袋 (4kg)
チオベ	シカルブ(ベンチオカーブ) ベンゼン	0.00mg/L以下 (チオペンカルブ) 0.02mg/L以下 (チオペンカルブ) 0.01mg/L (ペンゼン)	第2条第1種指定化学物質	(3) -1	企 × 第2条危険物第4類第1石油類非水溶性液体	× × × × × × × × × × × × × × × × × × ×	ー ガス ^{幕之条} ス・ ス・
セレンおよびその 化合物	セレン 亜セレン酸 亜セレン酸ナトリウム セレン化水素 六フッ化セレン 二硫化セレン	0.01mg/L以下 (セレン)	第2条第1種指定化学物質 第2条第1種指定化学物質 第2条第1種指定化学物質 第2条第1種指定化学物質 第2条第1種指定化学物質	(1) -431 (1) -1081	×	第2条別表第1毒物 × 第2条別表第1毒物 ×	石油缶(1.5kg) ポリスチレン缶(25kg) ダンボールケース(20kg) ピン詰 (通常取引単位=25、500g)
ほう素およびその 化合物	ほう素 ほう酸 四ほう酸ナトリウム	1mg/L以下(ほう素)	× 第2条第1種指定化学物質 第2条第1種指定化学物質	対象外 (1)-63 (1)-69	* * *	× × × × × × × × × × × × × × × × × × ×	紙袋 (20、25、50kg) フレコンパッグ 紙袋 (500g、25、50kg) 麻袋 (50、100kg) フレコン袋 (1,000kg)
ふっ素およびその 化合物	ふっ素 ふっ化ナトリウム ふっ化水素酸	0.8mg/L以下(ふっ素)	第2条第1種指定化学物質 第2条第1種指定化学物質	対象外 (1)-332 (1)-306	× × 第9条の3	× (圧縮力 × × 第2条別表第1毒物 ×	
アンモニア、アン モニウム化合物亜 硝酸化合物及び硝 酸化合物	亜硝酸ナトリウム 硝酸 硝酸ナトリウム	10mg/L以下 (硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素)	X X	(1) -483 (1) -394	第2条危険物第1類亜硝酸塩類第1種酸化性固体 第2条危険物第6類硝酸(300kg)(希硝酸は除く) 第2条危険物第1類硝酸塩類第3種酸化性固体(1,000kg)	第2条別表第2劇物 × 第2条別表第2劇物(10%以下を含有するものを除く) × × ×	紙袋 (25、30kg) フレコンバッグ ポリエチレンビン (48度=35kg、42度および35度=30~33kg) タンクロー リー タンク車 タンク船 ポリエチレン缶(20kg) ポリエチレン内装紙袋(30kg) フレコンバッグ 肥料用=カマス(100kg) 紙袋(25kg) 麻袋(50kg輸入物) 合成品=紙袋(30,50kg)
	塩化ビニルモノマー /ス-1.2-ジクロロエチレン	0.002mg/L以下(塩化ビニルモノマー) 0.04mg/L以下(トランス-1.2-ジクロロエチレン)	第2条特定第1種指定化学物質 備考「検出されないこと。」とは、ま	(2)-102 環境大臣が定と	める方法により排出水の汚染状態を検定した場合において、その結	× × × × × × × × × × × × × × × × × × ×	展> 独立行政法人 国立環境研究所 化学物質データベース 化学物質ファクトシート2011年度版

<出展>独立行政法人 国立環境研究所 化学物質データベース 化学物質ファクトシート2011年度版 環境基準項目等の設定根拠等(平成21年) 2011年度版15911の化学商品

◎揮発性有機化合物の土壌・地下水中での広がりに関わる基本的性質

(出典:「地下水・土壌汚染の基礎から応用、地下水学会、2006 (平成18) 年8月」を参考に作成)

- ・水に溶けにくい(非水溶性液体 NAPL: Non Aqueous Phase Liquid)。
- ・分解されにくい(長期間にわたって影響する)。
- ・粘性が低い(土壌中を移動しやすい)。
- ・ベンゼンの密度は水より小さい。一方、ベンゼン以外のテトラクロロエチレン、トリクロロエチレン等の密度は水より大きい。

分類	該当物質	土壌中での移動
水より密度が小さいもの (LNAPL 注)	ベンゼン	・粘性が低く、地下水面まで容易に浸透する。
		・地下水面に到達した後は、地下水の流れに乗って地下水上面を水平方向に移動する。
水より密度が大きいもの (DNAPL 注)	テトラクロロエチレン、トリクロロエチレンなど	・粘性が低く、地下水面まで容易に浸透する。
		・地下水面に到達した後は、一部は地下水上面で移動し、一部は不透水層面まで到達して水
		平方向に移動する。

注:LNAPL:Light Non-Aqueous Phase Liquid (軽非水溶性液体)

DNAPL: Dense Non-Aqueous Phase Liquid(重非水溶性液体)

◎重金属等の土壌・地下水中での広がりに関わる基本的性質

(出典:土壌汚染対策法に基づく調査及び措置に関するガイドライン暫定版、平成22年7月、環境省水・大気環境局土壌環境課;Appendix-1.特定有害物質を含む地下水が到達し得る「一定の範囲」の考え方)

- ・重金属等のうち、陰イオン性の物質は比較的土壌地下水中を移動しやすい。重金属等のうち六価クロム、砒素、ほう素、ふっ素は、陰イオン性の物質に該当する。
- ・鉛、水銀、全シアンは陽イオン性の物質で、移動性が相対的に小さい。

物質	移動性				
①六価クロム	・特定有害物質に指定されている重金属の中で、最も移動性が大				
	きい。				
②砒素、ほう素、ふっ素	・移動性が相対的に大きく、地下水汚染の事例も多い				
③鉛、総水銀、全シアン	・移動性が相対的に小さい。				